

00696

鳥取縣公報

告 示

昭和二十一年五月廿四日
第千七百十四號

金 曜 日

本報の大小は八割定規格のA列

◇鳥取縣告示第一四四十三號

昭和二十一年三月鳥取縣告示第百三十三號(蔬菜ノ最高販賣價格指定ノ件)中次のやうに改正する

昭和二十一年五月二十四日

鳥取 知事 林 敬 三

價格表を次のやうに改める

種 別	卸賣業者最高販賣價格の統制額 (一貫當)	小賣業者最高販賣價格の統制額 (一貫當)
-----	----------------------	----------------------

大 根	三、〇〇	三、五〇
か ぶ	三、三〇	四、〇〇
に じ ん	七、五〇	九、〇〇
ご ぼ う	八、〇〇	九、五〇

里 芋	八、〇〇	九、五〇
れ ん こ ん	八、〇〇	九、五〇
白 菜	三、五〇	四、二〇
茶 類	三、〇〇	三、五〇
か ん ら ん	四、〇〇	五、〇〇
ほ う れ ん 草	五、〇〇	六、〇〇
ね ぎ	四、五〇	五、四〇
玉 葱	六、〇〇	七、二〇
た け の こ	六、〇〇	七、二〇
う じ	五、五〇	六、五〇
ふ き	四、〇〇	五、八〇
え ん ど う	一、〇〇	二、〇〇
蠶 豆	八、〇〇	九、五〇
か ぼ ち や	八、〇〇	九、五〇

鳥取縣公報 毎週 曜日發行(休日ニ當ル)

昭和二十一年五月廿四日 第千七百十四號

(昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

00697

な	す	八、〇〇	九、五〇
と	ま	と	八、〇〇
			九、五〇

五の項の次に左の項を加へる
 六 生産者が販賣する場合は卸賣業者販賣價格より五分を控除したる額とする

◇鳥取縣告示第二百四十四號

鳥取縣立日野農林學校女子部の學級數及び生徒定員を昭和二十一年四月より次のやうに改める

昭和二十一年五月二十四日

鳥取縣知事 林 敬 三

學級數二學級を四學級に、生徒定員百名を二百名に改める

昭和二十一年五月廿四日印刷
 昭和二十一年五月廿四日發行

鳥取縣公報

昭和四年四月十五日
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町
 印刷所 鳥取縣鳥取市東町
 印刷所 鳥取縣鳥取市東町